

2024年度③

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法③

I 同一の約束手形になされた振出とその他の手形行為の関係と、手形行為独立の原則の意義について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、その代表取締役は、創業時からAのみが務め、取締役会はすべてAの親族によって構成されている。甲社の発行済株式にはすべて譲渡制限が付されており、Aおよびその親族が全株式を保有している。

甲社の営む主な事業は乙結婚式場（以下「乙式場」という。）の経営である。乙式場は、A一族が先祖代々居住してきた邸宅をAの主導で改装したものであり、近隣では高級結婚式場として人気を集めている。また、甲社は、丙株式会社（以下「丙社」という。）とテナント契約を締結し、丙社の経営する丙デパートに乙式場の名称を用いた店舗を出店し、乙式場の製菓部門で製造した菓子類を販売する事業も行っている。

甲社の取締役事業本部長を務めるBは、乙式場の披露宴部門の責任者である従業員Cに対し、前の披露宴に提供した料理の一部を再利用（以下「本件再利用」という。）するように指示していた。令和5年4月、本件再利用の噂を聞いたAが、Bから事情を聞いたところ、Bは、Cに本件再利用を指示していることを認めた上で、「披露宴では料理を食べきれない客も多いため、明らかに手を付けられていない料理の中から、衛生上問題がないと判断したものののみを再利用している。また、再利用のおかげで費用はかなり節約できている。」などとAに説明した。これに対し、Aは、「衛生面には十分に気を付けるように。」と述べただけであった。

同年8月、乙式場で開催された披露宴に出席した人々に、おう吐、腹痛といった症状が現れたため、乙式場および甲社は、直ちに保健所の調査を受けることとなった。調査の結果、上記症状の原因は、本件再利用の対象となった料理に由来する食中毒（以下「本件食中毒」という。）であることが発覚し、乙式場は、食品衛生法違反により10日間の営業停止処分を受けた。甲社は、直ちに本件食中毒の被害者に対しその損害を賠償し、処分解除後も乙式場の経営を継続していたが、本件食中毒以外にも、

乙式場に関する悪い噂が近隣で飛び交ったこともあり、披露宴の予約のキャンセルが相次いだ。乙式場の評判の低下を受けて、丙デパート内店舗における菓子類の売上げも大幅に減少し、甲社の経営状態は急激に悪化した。令和6年1月、甲社は破産手続開始の申立てを行い、破産宣告を受けた。

丙社は、甲社の破産手続開始申立時点において、テナント契約の未払賃料等として、甲社に対して1000万円の債権を有している。

- (1) 丙社は、AおよびBに対して会社法上の損害賠償を請求しうるか。および
(2) その請求は認容されるか、の2点について、論じなさい。(40点)

[2] X株式会社（以下「X社」という。）は、大阪市において昭和28年に創業し、現在は高齢者向けサービス事業を営んでいる。X社は、取締役会設置会社であり、その発行済株式の全部をX社の代表取締役であるPが保有している。X社は、Pの父親が創業し、とともに不動産業をその事業の中核としていたが、平成5年に父親の跡を継いで代表取締役に就任したPが、今後の事業の柱として高齢者向けサービス事業に着手したという経緯がある。

平成15年時点におけるX社の資産は、高齢者向けサービス部門と不動産事業部門に関するものから構成されており、帳簿価格に占めるそれぞれの割合は2：1であった。Pは、来るべき超高齢化社会に向けて、高齢者向けサービス事業に今後の経営資源を集中するため、不動産業者であるY株式会社（以下、「Y社」という。）にX社の不動産部門を売却することにした。平成15年4月、X社はY社との間で、不動産部門の関連資産（以下「本件資産」という。）の売却とともに従業員の承継等を行う契約（以下「本件契約」という。）を締結し、Y社はその対価として100億円を支払った。なお、本件契約には、「X社は、大阪市及びその周辺地域で不動産業を営むことができる」との条項があった。Y社は、本件契約の実行後、X社から譲り受けた本件資産を用いて20年以上にわたり不動産業を営んでおり、その間、X社から何の連絡もなかった。しかし、令和6年1月、X社は、突然Y社に対して、本件契約は、その効力発生日までにX社の株主総会の承認を経ていなかったため、無効であり、X社に本件資産を返却するよう請求（以下「本件請求」という。）した。

- (1) 本件契約の意義とその効力、および(2) Xによる本件請求が認められるか、の2点について、論じなさい。なお、解答に際し、条文は現行法に拠ること。(40点)

以上